

受 理 番 号	陳情第 4 号	受 理 年 月 日	平成 2 8 年 2 月 2 3 日
件 名	鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求める陳情		
陳 情 者	川内原発 3 0 キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内 代表 田中 ひろみ		
要 旨			
<p>九州電力は昨年 1 2 月 1 7 日に、本年 3 月末までに完成させるとしていた川内原発免震重要棟建設の撤回を前提とする設置変更申請を原子力規制委員会へ提出した。しかし、県民に対する説明会もない。現在ある代替緊急時対策所の代替という文字を取り、隣に耐震支援棟を建設するという計画である。原子力規制委員会は現在審査に入っているが、免震重要棟建設撤回の方針は福島原発事故の教訓を踏みにじることである。免震重要棟建設は川内原発 3 0 キロ圏住民、鹿児島県民への約束だったはずである。そもそも免震重要棟の完成なしに再稼働に入ってしまったことが問題である。</p> <p>1 免震とは、建物と基礎との間に免震装置を設置し地盤と切り離すことで、建物に地震の揺れを直接伝えない構造である。耐震とは、地震の力に対し主に壁の強度を上げて耐える構造である。建物が頑丈でも地震の揺れは建物内部に伝わり、2 階・3 階と上がるほど揺れが増幅する。</p> <p>東京電力はホームページに「中越沖地震の反省を踏まえ設置した免震重要棟は、震度 7 クラスの揺れを 1 / 3 ～ 1 / 4 程度に低減でき、事故時の対応拠点となります」と掲載している。</p> <p>例えば震度 7 の場合、耐震だと、はわないと動けないが、免震だと物につかまらなないと歩くことが難しいなど行動に支障を感じる程度で済む。（日本免震構造協会ホームページより）</p> <p>2 福島原発事故当時の清水正孝東京電力社長は、国会事故調査委員会で「あれがなかったらぞっとする」と報告しているが、東京電力の福島原発に免震重要棟が造られたのは、新潟県の泉田知事が強く要求した結果である。2 0 0 7 年の中越沖地震により新潟県の柏崎刈羽原発の耐震構造の緊急対策室のドアがゆがんで開かず、なんと地震直後は屋外の駐車場に対策所が設置された。</p> <p>3 免震重要棟と緊急時対策所</p> <p>免震機能により大幅に低減した揺れに対して耐震を考えれば良いということである。</p> <p>基準地震動に耐えられ、その上に免震性があるものが免震重要棟（約 6 6 0 0 平方メートル。このうち緊急時対策所は約 6 2 0 平方メートル）。</p> <p>基準地震動による地震力に対し、免震機能等により、免震重要棟の耐震壁に生じる最大せん断ひずみが許容値以下とするとともに、緊急時対策所に必要な機能</p>			

を喪失しないようにする。（２０１３年８月１３日九州電力が原子力規制委員会へ提出した資料より）

基準地震動に耐えられるだけなのが現在ある代替緊急時対策所（１７０平方メートル。約５０坪）。

東北地方太平洋沖地震（２０１１年３月）で、地震及び津波の発生時に福島第一及び第二原子力発電所における緊急時の指揮対応は免震重要棟内に設置された緊急時対策所で行われ、免震構造の有効性が確認された。（２０１４年６月１７日付けで九州電力が原子力規制委員会へ提出した資料より）

- ４ 原子力規制委員会は、川内原発免震重要棟の完成を待たず再稼働を優先し、代替緊急時対策所と２０１６年３月までの免震重要棟建設を前提に新規制基準に適合しているとし、２０１４年９月１０日、九州電力に１号機設置変更を許可した。

原子力規制庁は、翌１０月に川内原発３０キロ圏各地で川内原子力発電所に係る新規制基準適合性審査結果に関する住民説明会を行ったが、配布した原子力規制委員会資料にも「平成２７年完成予定の免震重要棟内に同様の機能を有する緊急時対策所を設置する方針を確認」とある。

１０月２９日の日置市での説明会で九州電力は緊急時対策所の説明はしたが、資料には免震重要棟の文字はない。また、代替緊急時対策所の代替の文字を削っている。

- ５ 川内原発２号機の営業運転入りから１か月後の２０１５年１２月１７日（建設期限の３か月半前）、地元の事前了解もなく免震重要棟建設撤回を原子力規制委員会へ申請した。

九州電力は、免震重要棟敷地造成工事は２０１３年９月から開始したと言っている。造成工事終了後は放置したままである。造成工事終了期日は発表されていない。

- ６ 九州電力は本年１月２６日の原子力規制委員会の審査会合において、免震重要棟ではなく耐震支援棟を現行の代替緊急時対策所に隣接して造る方が「早期に運用を開始することができるため、安全性の向上につながる」などと説明した。

しかし、九州電力の説明に対して、更田規制委員長代理から「どれくらい早くなるのか」と問われても答えられず、「計画変更の動機を説明できておらず、最も重要な申請の根拠を欠いている。指摘を重く受け止めてほしい」とも非難されている。翌２７日には田中規制委員長が「納得できる説明はなかった」と述べている。１２月の撤回発表時に九州電力社長の「費用も全く無関係ではない」との発言も報道されているが、費用に関する説明もない。

２月３日に原子力規制委員会臨時会議が九州電力社長を呼んで開かれたが、委員から「福島第一原発事故で免震重要棟が使われた経験をよく考えた方が良い」とも指摘されている状態である。

- ７ 原子力規制委員会の審査結果を待つ必要なしという考えの佐賀県山口祥義知事

は、1月20日の記者会見において玄海原発での免震重要棟の建設撤回について反対し、「やると言ったものはやるべき。信頼関係の問題だ」と発言。九州電力は玄海原発では白紙状態となっている。

8 免震重要棟なしで現在再稼働中であり、もし大事故が起きた場合は対応不能になり、福島原発事故より深刻な状態になるのではないかと危惧する。

以上のことから、下記について陳情する。

記

鹿児島県知事に対し、九州電力に川内原発の免震重要棟の早期建設を求めるよう要請する意見書の提出を求める。